

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例及び広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第十八号

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例及び広島県立技術短期

大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

(広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例(昭和四十四年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等) 第八条 (略)</p> <p>3 2 既納の授業料等は、返還しない。ただし、月の全日数にわたり休校した場合及び退校により月の全日数にわたり在校しなかつた場合の授業料並びに知事が特に必要と認める場合の授業料等については、この限りでない。</p>	<p>(授業料等) 第八条 (略)</p> <p>3 2 既納の授業料等は返還しない。ただし、月の全日数にわたり休校した場合及び退校により月の全日数にわたり在校しなかつた場合その他の知事が特に必要と認め場合は、この限りでない。</p>
<p>(授業料等の減免又は徴収猶予) 第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる者に對しては、授業料等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>(授業料等の減免又は徴収猶予) 第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる訓練生に對しては、授業料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>

(広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例(平成二十年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等) 第八条 (略)</p> <p>3 2 既納の授業料等は、返還しない。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合の授業料及び知事が特に必要と認める場合の授業料については、この限りでない。</p>	<p>(授業料等) 第八条 (略)</p> <p>3 2 既納の授業料等は、返還しない。ただし、授業料については、前項ただし書の規定に該当する場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(授業料等の減免及び徴収猶予)</p>	<p>(授業料等の減免及び徴収猶予)</p>

第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる者に對しては、授業料等を減額し、若しくは免除し、又はその徵収を猶予することができる。

第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生に對しては、授業料を減額し、若しくは免除し、又はその徵収を猶予することができる。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 (経過措置)

第一条の規定による改正後の広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の規定に基づく入校料の取扱いについては、令和二年度以降に広島県立職業能力開発校に入校する者から適用する。

3 第二条の規定による改正後の広島県立技術短期大학교設置及び管理条例の規定に基づく入学料の取扱いについては、令和二年度以降に広島県立技術短期大학교に入学する者から適用する。